

令和5年度長井市持続的発展支援事業補助金 募集要領

コロナ禍や資源価格の高騰など、厳しい経営環境の中で事業の持続的発展を目的とした新たな事業計画を立案・実施する中小・小規模事業者を支援します。

1 補助金について

| 補助対象者 | 補助対象事業 | 補助率 | 補助上限額 |
|---|---------------------|--------------|-------|
| 専門家等の指導・助言をもとに新たな経営計画を作成し事業を実施する市内中小・小規模事業者 | 左記により立案した経営計画に基づく事業 | 補助対象経費の2/3以内 | 30万円 |

2 募集の対象となる事業者

上記補助対象者のうち、下記の項目に該当するもの。

- (1) 外部専門家等の指導助言の下、新たな経営計画の立案にあたり、企業訪問、打合せ、会社の財務状況の情報提供等、真摯に対応できるもの。
- (2) 次の欠格事項に該当しておらず、関係法令または公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。
 - ア 国税または地方税の滞納があるもの。(ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く)
 - イ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
 - ウ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。
- (3) 「令和2年度長井市コロナ対応経営計画支援事業費補助金」、「令和3年度長井市持続的発展支援事業補助金」、「令和4年度長井市持続的発展支援事業補助金」の採択を受けていない事業者。

3 大まかな本補助事業の流れ

- ① 申請 (対象事業者から所定の申請書類を長井商工会議所へ提出)
- ② 書類審査 (複数の外部専門家等による書類審査)
- ③ 交付決定 (予算の範囲内での補助対象事業者を決定、併せて外部専門家等を指定する)
- ④ 事業実施 (外部専門家等の指導助言の下、新たな経営計画・事業計画の立案 ⇒ 事業実施)
- ⑤ 実績報告・請求 (補助対象者から実績の報告、証拠書類等の提出)
- ⑥ 補助金支払い (長井商工会議所から補助金支払い(振込))

4 補助対象期間、経費等

- 補助対象期間は、交付決定日 ~ 令和6年2月29日(木)となります。
- 外部専門家等の指導のもと、立案した経営計画に基づく事業に係る経費のうち、次の(1)～(3)の条件を全て満たす経費が補助の対象となります。

- (1) 使用目的が自社の主たる事業のうち、「コロナ禍や資源価格の高騰など、厳しい経営環境の中で事業の持続的発展のための経費」であると明確に特定できる経費。
- (2) 補助対象期間内の対価の発生かつ支払が完了した経費。
- (3) 領収書等、証拠書類によって金額、購入した内容等が確認できるもの。
(その他、支出内容によっては他に追加資料や説明を求めることがあります。)

《対象経費の注意点》

- ・ 本補助金の性質上、補助対象経費の決済方法は、「現金」または「振込」による支払いを原則とします。

《補助対象経費》

| 経費区分 | 内 容 |
|---------|---|
| 機械装置等費 | <p>事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するにあたって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象となります。通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象となりません。 ・ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費用は補助対象となりません。ただし、情報化機器(例:パソコン・タブレット PC 及び周辺機器)については、申込書及び本事業で作成する経営計画書に取組内容が記載されており、単価10万円未満(税抜)であり、かつ必要最小限となる台数分であること、条件(上記(1)～(3))を満たす場合にのみ、補助対象とする場合があります。 ・ 自動車等車両(例:キッチンカー、移動販売車両)については、申請書及び本事業で作成する経営計画書に取組み内容が記載されており、条件(上記(1)～(3))を満たす場合にのみ、補助対象とする場合があります。 ・ 中古品の購入は、価格の妥当性を示すため、複数(2社以上)の中古品販売事業者からの見積(見積書、価格表等)を取得してください。 |
| 広報費 | <p>パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体を活用するために支払われる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイト作成や更新は補助対象となります。 ・ 切手、はがき等の郵券代、ノベルティグッズ等、換金や転売可能なものは、補助対象となりません。 |
| 研修費 | <p>社員の育成に係る研修費用(講師謝金・旅費、資料費、練習等に係る材料費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師謝金、旅費は社外の講師に対してのみ補助対象とします。社員を講師とした場合は、資料費、材料費のみ補助対象とします。 |
| 展示会等出展費 | <p>新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象期間外に実施される展示会等の経費は補助対象となりません。 ・ 展示会出展の出展料等に加えて、関連する旅費(公共交通機関のみ)・運搬費(ガソリン代除く)・通訳料・翻訳料も補助対象とします。 |

| | |
|-----|---|
| 外注費 | 上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の改装や給排水設備工事等が補助対象となります。 ・ 解体費用は本事業を遂行するにあたって必要と認められる場合のみ補助対象となります。 ・ 「不動産の取得」に該当する工事は補助対象となりません。「不動産の取得」に該当するかどうかの判断は、固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準の考え方を準用します。 |
| その他 | その他、商工会議所会頭が必要と認める経費 |

5 募集期間・提出先

以下、期限まで申請書等を提出いただきます。

| 募集開始 | 募集締切 |
|-------------|-------------------|
| 令和5年6月1日(木) | 6月30日(金) 17:00 必着 |

●提出先・・・長井商工会議所

6 提出書類

(1) 申請書

長井商工会議所ホームページよりダウンロードし、ファイルに入力の上、印刷し提出ください。

(<https://www.nagai-cci.or.jp/>)

(2) 直近2か年の確定申告書及び決算書

必要に応じて、会社案内、借入明細表、試算表など事業所の内容がわかるものを添付してください。

7 審査方法

申請書をもとにした、複数名の審査委員による書類審査を行います。

8 採択の決定について

- ・審査会による採択結果については、7月下旬(予定)に書面にて通知します。
- ・採択結果を申請者に文書にて通知するとともに、採択者には担当外部専門家を指定します。

9 事業報告、補助金の支払について

令和6年3月11日(月)までの間に、以下の書類の提出が必要になります。

補助金は、精算払い(後払い)となります。対象外経費があった場合など、交付決定金額を下回る場合があります。

(支払額の上限は交付決定金額です。)

《交付決定後に提出が必要な書類(後日フォーマット等ご連絡いたします)》

- ① 外部専門家等の指導助言のもと作成した経営計画・事業計画
- ② 事業実績報告書及び、領収書等の証拠書類、実績写真等
- ③ その他商工会議所会頭が必要と認める書類

10 書類提出、お問い合わせ、相談先

長井商工会議所 中小企業相談所 (TEL 0238-84-5394)